

厚岸町犯罪被害者等支援推進計画



犯罪支援者等支援シンボルマーク

「ギュっとちゃん」：警察庁

令和 7 年 3 月
厚 岸 町

目 次

第 1 章 推進計画策定の意義	1
1 推進計画策定の目的	1
2 本計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第 2 章 犯罪被害者等支援について	2
1 支援施策の位置づけと分類	2
2 支援の目的と体制	3
第 3 章 基本理念と取組の方向性	4
1 個人の尊厳を尊重した支援	4
2 理解と配慮	4
3 継続的な支援	4
4 連携による支援	5
第 4 章 重点項目	6
1 犯罪被害者等に対する各種情報提供	6
2 精神的・経済的支援	6
3 理解の促進	7
第 5 章 推進施策	8
1 推進施策（重点項目 1）犯罪被害者等に対する各種情報提供 （第 8 条関係）	8
2 推進施策（重点項目 2）精神的・経済的支援 （第 9 条～第 14 条関係）	10
3 推進施策（重点項目 3）理解の促進（第 15 条・第 16 条関係）	14
第 6 章 推進計画の進行管理	15
1 関係各課における情報共有と反映	15
2 計画の見直し	15
資料編 1 犯罪被害者等給付金の概要	17
資料編 2 厚岸町犯罪被害者等見舞金の概要	18
資料編 3 北海道内における事件・事故の推移等	19
資料編 4 厚岸警察署管内における事件・事故の推移等	20
資料編 5 厚岸町犯罪被害者等支援条例・施行規則	21

第 1 章 推進計画策定の意義

1 推進計画策定の目的

犯罪被害に遭われた方々及びそのご家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命、身体、財産に対する直接的な犯罪被害だけでなく、中長期にわたる身体や精神的な苦痛、経済的困窮、誹謗中傷などの二次被害にも苦しめられることが多く、平穏な生活を取り戻すようになるには多くの人々による社会的支援を必要とします。そこで、国は、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るため、平成17年に犯罪被害者等基本法を施行しました。同法第5条では、犯罪被害者等の支援に関し地域の状況に応じた施策を作成・実施することを地方公共団体の責務としており、北海道では、平成19年に「北海道犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、平成30年に北海道犯罪被害者等支援条例を施行しました。

このようなことから、厚岸町では令和7年4月1日から「厚岸町犯罪被害者等支援条例」（以下「町条例」という。）を施行します。この条例は、犯罪被害者等の支援に関して目的、基本理念、町及び町民等の責務や講ずべき施策などを定めています。

そして、このたび策定する「厚岸町犯罪被害者等支援推進計画」（以下「本計画」という。）は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることで平穏な生活を取り戻し、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、町条例に基づき犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進していくことを目的として策定するものです。

2 本計画の位置づけ

本計画は、町条例第7条（犯罪被害者等支援計画）に基づく計画で、本町における犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針となるものです。

3 本計画の期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。

第2章 犯罪被害者等支援について

1 支援施策の位置づけと分類

犯罪被害者等支援に関する施策は、安心して暮らせる地域社会に密接な関わりを持つものです。ここでは支援施策の位置づけと分類について整理します。

(1) 支援施策の位置づけ

犯罪被害者等支援施策は、防犯施策と一体となり町民の安全・安心に資するものです。

防犯施策は、犯罪被害の発生を防止する「事前の措置」であり、様々な施策を通じ犯罪を起こさせない、被害に遭わない社会をつくる施策であるのに対し、犯罪被害者等支援施策は、防犯施策をすり抜けて発生してしまった犯罪被害に対する「事後の措置」として位置づけるものです。

犯罪被害を受けないことが第一ですが、もし遭ってしまったときに犯罪被害者等が一日も早い被害の軽減・回復に役立つ体制を整備することは、安心して暮らせる地域社会を実現することに一層資するものです。

(2) 支援施策の分類

厚岸町の犯罪被害者等支援施策は、大きく三つに分類されます。

① 町条例による支援

町条例（施行規則含む。）の個別の規定に基づく犯罪被害者等支援に特化した施策で、具体例としては、見舞金の給付（町条例第9条）があげられます。

② 庁内連携による支援

町の各課には犯罪被害者等の支援策として機能する事業があり、これを犯罪被害者等支援の担当課が調整役となり、関係各課間で連携協力しながら適用することで犯罪被害者等支援策として機能するものです。

③ 関係機関連携による支援

町が他の機関と連携協力することにより効果的な支援を展開するもので、厚岸警察署や北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（以下「カウンセリングセンター」という。）との連携を行い、相互の補完的な関係性において各組織の長所を生かした効果的な支援を実施を目指すものです。具体的には、警察署から犯罪被害者等に関する情報の提供を受け、連携して町の支援制度の説明や申請の補助を実施することがあげられます。

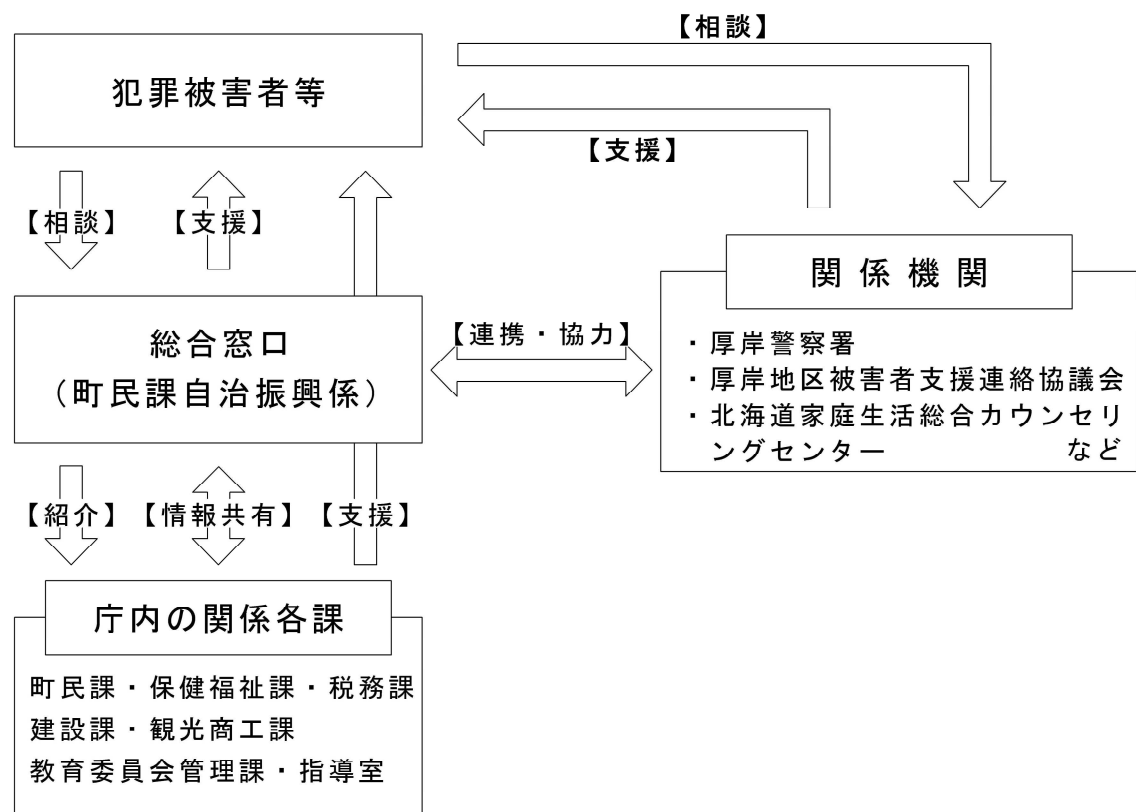
2 支援の目的と体制

犯罪被害者等支援の目的は、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することであり、重点を置くべきは各種支援策を通じて受けた被害を軽減及び回復し、平穏な生活を一日でも早く、少しでも多く取り戻してもらうことにあります。

犯罪被害者等の置かれる状況は、被害の程度や時間の経過で異なるもので、個々の状況に対応するためには関係機関の持つ専門的な知識やノウハウを用いた切れ目のない支援が必要になることから、町による支援策の提供をはじめ、関係機関との連携による支援が重要になります。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行う窓口を中心に、関連する業務を行う関係各課との連携を図るとともに、警察署及びカウンセリングセンターと連携し支援を実施します。

【支援体制イメージ図】



第3章 基本理念と取組の方向性

厚岸町は、町条例第3条に掲げる基本理念に基づき、犯罪被害者等の人としての尊厳を尊重し、その置かれている状況に配慮した対応を心掛けるとともに、犯罪被害を受けたときから平穏な生活を取り戻すまでの間、関係機関等と連携し継続的な支援が可能となるよう4つの基本理念と取組の方向性を示します。

1 個人の尊厳を尊重した支援

犯罪被害者等は、誰もが犯罪被害者等となりうる現実社会の中で、思いも寄らず被害者となってしまうものであります。

その尊厳は、当然のこととして尊重されなくてはならないにも関わらず、被害者の実態を理解されず、場合によってはあらぬ誤解を受け社会から疎外され孤立することが少なくありませんでした。

犯罪被害者等のための支援は、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものです。

支援等の実施者は、このことを念頭に置き、各施策を通じて犯罪被害者等に寄り添い支えていきます。

2 理解と配慮

犯罪被害には、生命、身体、精神及び財産等様々な態様があり、犯罪被害者等が置かれている状況も家庭環境、住宅事情、就労状況及び経済的状況により千差万別です。犯罪被害者等への支援は、まずこの様な事情を理解した上で行う必要があります、個々の事情に配慮し適切な支援活動を行います。

3 継続的な支援

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでには長時間を要し、また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変化し、それに伴い必要とされる支援内容も変化します。

犯罪被害を受けて間もない時期は、身体の安全や一時的な生活の場を確保するなどの緊急的な支援の必要性が高くなりますが、時間の経過とともに経済的状況や就労など生活環境の回復にかかわる支援が必要となります。

支援内容が変化することは、適用される制度や関係課等が変わることも多いため、制度や関係課等が変わっても継続性を持って支援を行います。

4 連携による支援

犯罪被害者等への支援は、個々の状況等によって必要とする支援は異なります。

また、時間の経過とともに必要となる支援内容が変化してくることから、より充実した支援を実施するためには関係機関等の連携が不可欠です。

犯罪被害者等の人権を最大限尊重し、個人情報の取扱いにも十分に配慮した上で、関係機関と情報を共有し連携強化を図りながら支援を行います。

第4章 重点項目

厚岸町は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻し、安心して暮らせる地域社会が実現できるよう施策の実施においては、以下の3点を重点項目として設定し、それぞれの充実に向けた取組を進めていきます。

1 犯罪被害者等に対する各種情報提供

犯罪被害者等は、犯罪に遭うといった直接的被害のほかに、未知の様々な問題に直面することとなりますが、これらを自力で解決していくことは非常に困難であると思われます。このため、必要に応じて相談に乗り、情報を提供し、助言を行うことが必要です。

そこで、犯罪被害者支援に関する相談を総合的に行う窓口を役場に設置することにより犯罪被害者等が最小限の労力でより多くの情報提供や支援を受けることができるよう努めます。

2 精神的・経済的支援

(1) 犯罪被害者等は、犯罪等による精神的なショックのほか、被害直後はもちろんのこと、障がいが残るなどの中長期的な心身の不調など様々なものがあり時間の経過とともに変化するといわれています。そのような精神状態に寄り添い、回復の支援に努めます。

(2) 犯罪被害者本人が死亡したり、怪我をしたりして働けなくなったなどの場合は、収入が途絶える一方で、様々な出費により生活が困窮することがありますが、国の給付金制度は手続きに時間を要することから、当座の生活資金に不安が残ります。

そこで、本町は各種経済的支援の情報提供をするとともに、独自の見舞金を短期間で給付することで経済的負担の緩和に努めます。

(3) 上記(1)と(2)は、事件発生直後から、被害者の年齢、性別、被害の原因となった犯罪の種別等、個々の状況等によって必要とする支援が異なり、また、多様な方面における支援が求められるため、関係機関等の支援が途切れることなく、それぞれが役割を果たしていくとともに、相互に連携し支援に努めます。

3 理解の促進

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、多くの人の理解が必要となります。周囲の人々が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、寄り添い、平穏な生活を取り戻す支えとなるよう、犯罪被害者等に関する理解を促進するよう努めます。

第5章 推進施策

厚岸町は、町条例の目的である犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現のために、次のように重点項目毎に推進施策を設定します。

1 推進施策（重点項目1）

犯罪被害者等に対する各種情報提供（町条例第8条関係）

(1) 相談及び情報の提供等（町条例第8条第1項）

【目指す姿】

犯罪被害者等が必要とする支援について、個々の状況に配慮しながら関連する制度や関係各課、関係機関の情報を提供します。

推進施策	内 容	担当課
生活困窮者の自立支援の相談対応	生活困窮者の自立支援に対する相談対応を行います。	保健福祉課地域支援係
高齢者の生活支援の相談対応	犯罪被害により、高齢者の生活に不安のある場合の相談対応を行います。	保健福祉課地域支援係、地域包括支援センター
障害者の生活支援の相談対応	犯罪被害により、障害者の生活に不安のある場合の相談対応を行います。	保健福祉課障がい福祉係
障がい者虐待に関する相談対応	犯罪被害者等が障がい者の場合、迅速かつ適切な保護等の相談対応を行います。	保健福祉課障がい福祉係、（障害者虐待センター）
DV相談受付、関係機関との情報共有	DVに関する相談の受付、関係機関との情報共有を行います。	町民課自治振興係
DV被害者に対する自立支援	DV被害者に対する自立支援の援助を行います。	町民課自治振興係
母子父子寡婦福祉貸付金制度の案内	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度（北海道事業）の案内を行います。	保健福祉課子育て施策推進係
犯罪被害者等の子育てに関する相談受付	犯罪被害により生活環境が変化したことに伴う子ども・子育てに関する相談対応を行います。	保健福祉課子育て施策推進係、健康推進係

子どもの虐待被害相談対応	子どもの虐待被害に関する相談対応（被虐待児童への心理的ケア含む）を行います。	保健福祉課子育て施策推進係、教委管理課、指導室
情報提供等の徹底	特殊詐欺やサイバー犯罪に関する情報提供及び未然防止に係る啓発活動に係る機関と連携し行います。	観光商工課商工雇用係、保健福祉課地域支援係

(2) 総合的に行うための窓口の設置（町条例第8条第2項）

【目指す姿】

役場に総合的な窓口を設置することで、犯罪被害者等の負担軽減を図り、最小限の労力でより多くの情報や支援を受けられるようにします。

推進施策	内 容	担当課
総合窓口の設置	犯罪被害者等の相談内容に応じた支援ができるよう、総合的な窓口を設置します。また、相談内容に応じた支援を適切に案内できるよう関係各課の役割を明確にするとともに、関係機関の業務内容を周知します。	町民課自治振興係
町の支援制度の案内	町の支援制度について説明し、必要に応じて見舞金制度について案内します。	町民課自治振興係
法テラスの支援制度の案内	法テラスの民事法律扶助制度（経済的に困窮した者が法的トラブルに遭った時に、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行うもの）について案内します。	町民課自治振興係

2 推進施策（重点項目2）

精神的・経済的支援（町条例第9～14条関係）

(1) 見舞金の給付（町条例第9条）

【目指す姿】

犯罪行為により死亡した方の遺族又は全治1か月以上の負傷疾病を負った場合に見舞金を給付します。また、被害者等の経済的負担を軽減するため、警察との連携により犯罪被害等に関する情報収集を行います。

推進施策	内 容	担当課
見舞金の給付・制度内容等の案内	見舞金の給付対象となる事件が発生した場合、被害者等に対し速やかに給付手続きを案内します。	町民課自治振興係
犯罪被害等に関する情報収集	犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、警察との連携による情報収集を行います。	町民課自治振興係

(2) 生活の支援（町条例第10条）

【目指す姿】

平穏な生活を取り戻すため、支援に必要な事業の連携を図りながら、犯罪被害者等が置かれた個々の状況に応じて対応します。

推進施策	内 容	担当課
手続き等における移動の付添い	犯罪被害者等の求めに応じて、付添いを行います。	町民課自治振興係
町の様々な申請等手続きの補助	犯罪被害者等の求めに応じて、町の様々な申請手続きの補助を行います。	町民課自治振興係
生活福祉資金貸付制度の案内	生活福祉資金貸付制度（社会福祉協議会事業）を案内します。	保健福祉課地域支援係
生活保護法に基づく生活保護対応	犯罪被害者等の状況によって、生活保護法に基づく生活保護の説明と手続きを行います。	保健福祉課地域支援係
第三者による傷病届出制度の案内	第三者による傷病届出制度の説明と手続きを案内します。	町民課保険医療係
療養費・高額療養費の支給制度の案内	療養費及び高額療養費の支給制度の説明と手続きを案内します。	町民課保険医療係
障害年金制度の案内	障害年金の説明と手続きを案内します。	町民課保険医療係

障害者手帳の説明と手続き案内	障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の説明と手続きを案内します。	保健福祉課障がい福祉係
障がい者に対する障害福祉サービス制度の案内	障がい者に対する障害福祉サービス制度の説明と手続きを案内します。	保健福祉課障がい福祉係
障がい者に対する医療費助成制度の案内	障がい者に対する医療助成制度（重度心身障害者医療費助成・精神障害者医療費助成）の説明と手続きを案内します。	町民課保険医療係、保健福祉課障がい福祉係
地域活動支援センター利用案内	障がい者の地域生活を支援することを目的とする事業の利用案内をします。	保健福祉課障がい福祉係
自立支援医療費の負担軽減制度の案内	自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院）の説明と手続きを案内します。	保健福祉課障がい福祉係
町税の減免・控除の案内	町税の減免、控除を受けるための説明と手続き（住民税、固定資産税、医療費控除、寡婦控除等）を案内します。	税務課課税係
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免及び国民年金保険料の免除の案内	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免及び国民年金保険料の免除の説明と手続きを案内します。	税務課課税係 町民課保険医療係
児童扶養手当の案内	児童扶養手当の説明と手続きを案内します。	保健福祉課子育て施策推進係
ひとり親家庭への医療費助成の案内	ひとり親家庭等医療費助成の説明と手続きを案内します。	町民課保険医療係
就学援助制度の案内	厚岸町立の小・中学校に通う児童・生徒がいる保護者のうち、要保護者、準要保護者に該当される方に就学援助制度の説明と手続きを案内します。	教委・管理課学校教育係
再被害に対する安全対策	再被害に対する警察及び関係各課と連携した安全対策を行います。	町民課自治振興係
DV被害者の避難所への一時保護	DV被害者の避難所への一時保護を行うよう釧路総合振興局へ取次ぎます。	町民課自治振興係
被虐待児童の一時保護	被虐待児童の一時保護を行うよう児童相談所へ取次ぎます。	保健福祉課子育て施策推進係
被虐待障がい者の一時保護	被虐待障がい者の一時保護を行います。	保健福祉課障がい福祉係
被虐待高齢者の一時保護	被虐待高齢者の一時保護を行います。	保健福祉課地域支援係

児童養護施設等の入所支援	被虐待児童の児童養護施設等への入所支援を行います。	保健福祉課子育て施策推進係
高齢者施設等の入所支援	被虐待高齢者の施設入所支援を行います。	保健福祉課地域支援係
障害者施設等の入所支援	被虐待障がい者の施設入所支援を行います。	保健福祉課障がい福祉係
警察・犯罪被害者支援団体・関係各課への情報提供と連携	犯罪被害者等の同意を得た上で、警察や北海道家庭生活総合カウンセリングセンター・関係各課に情報提供を行い、支援体制の充実に努めます。	町民課自治振興係

(3) 安全の確保（町条例第11条）

【目指す姿】

犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その心身の安全の確保を図るため、犯罪被害者等に係る個人情報の扱いに配慮するとともに、その他必要な支援を行います。

推進施策	内 容	担当課
D V 被害者等に関する住民基本台帳の閲覧制限、各種証明の発行制限	D V、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に対する住民基本台帳の閲覧制限や各種証明（住民票・戸籍附票含む）の発行制限を行います。	町民課窓口サービス係
犯罪被害者等に対する町営住宅等情報の提供	犯罪行為により住宅に住めなくなり、一時的あるいは中長期的な住居を確保する必要がある場合、町営住宅等の情報を提供します。	建設課管理維持係

(4) 居住の安定（町条例第12条）

【目指す姿】

犯罪被害者等の事情に配慮し、自宅の代わりとなる町営住宅の情報を提供します。

推進施策	内 容	担当課
犯罪被害者等に対する町営住宅等情報の提供 【再掲】	犯罪行為により住宅に住めなくなり、一時的あるいは中長期的な住居を確保する必要がある場合、町営住宅等の情報を提供します。	建設課管理維持係
住宅リフォーム支援助成金の情報提供	自宅が犯罪行為の現場となった場合、リフォームの費用の一部を助成する制度の情報を提供します。	建設課建築係

(5) 雇用の安定（町条例第13条）

【目指す姿】

犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者に対する啓発に取り組むとともに就労の確保を支援します。

推進施策	内 容	担当課
事業者に対する理解の推進	事業者に対して犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための啓発に取り組めます。	町民課自治振興係
関係機関等と連携した就労支援	ハローワークとの連携により就労情報の提供と支援の充実を図ります。	観光商工課商工雇用係

(6) 学校等における支援の実施等（町条例第14条）

【目指す姿】

犯罪被害者等が児童、生徒であるときは、その置かれている状況を十分配慮し、学校等と連携し相談などを行います。また、犯罪被害に対する理解が得られるよう発達段階に応じた教育活動が行われるよう必要な支援を行います。

推進施策	内 容	担当課
スクールカウンセラーの派遣	犯罪被害者等となった児童・生徒の在籍する学校にスクールカウンセラーを派遣します。	教委・管理課学校教育係、指導室
学校等復帰に向けた支援	犯罪被害者等となった児童生徒が不登校等になった場合への対応を協議するとともに、関係機関等と連携を図り、学校等復帰等に向けた支援に努めます。	教委管理課学校教育係、指導室、保健福祉課子育て施策推進係
人権教育推進による理解の促進	人権教育の推進により、犯罪被害者等に対する理解の促進に努めます。	教委・管理課学校教育係、指導室
情報提供等の徹底	特殊詐欺やサイバー犯罪に関する情報提供及び未然防止に係る指導・啓発活動を関係機関と連携しながら行います。	教委・管理課学校教育係、指導室、青少年育成センター

3 推進施策（重点項目3）

理解の促進（町条例第15条・第16条）

(1) 町民等への理解の促進（町条例第15条）

【目指す姿】

多くの町民や事業者が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で被害者等を支えることができるよう、広報啓発に努めます。

推進施策	内 容	担当課
町広報紙やホームページの活用	犯罪被害者等支援に対する制度の周知を行い、理解を深め社会全体で犯罪被害者等を支えられるよう広報活動を行います。	町民課自治振興係
犯罪被害等に関する啓発	犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)に合わせた広報を行い、町民への理解を促進します。	町民課自治振興係
人権教育推進による理解の促進 【再掲】	人権教育の推進により、犯罪被害者等に対する理解の促進に努めます。	教委・管理課 学校教育係、 指導室

(2) 人材の育成（町条例第16条）

【目指す姿】

犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供等の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上に努めます。

推進施策	内 容	担当課
研修会への参加	犯罪被害者支援に従事する職員向け研修会への参加による知識・技能の向上に努めます。	町民課自治振興係
関係機関等との連携協力	関係機関、民間支援組織等との連携強化を図ります。	町民課自治振興係
職員への研修	研修等に参加することにより理解の促進を図ります。	町民課自治振興係
他自治体との情報交換	研修等で他自治体と相互の情報交換等を行うことでネットワークを構築します。	町民課自治振興係

第6章 推進計画の進行管理

本計画に基づく支援をより効果的に実施するため、関係機関及び関係課による支援の実施状況等に関する情報共有を図り、より良い支援につなげます。

また、犯罪被害を取り巻く環境の変化を十分に捉えたうえで、必要に応じて計画の見直しを図ります。

1 関係各課における情報共有と反映

関係各課において、支援状況等の情報共有を図り、必要に応じて今後の取組に反映します。

2 計画の見直し

犯罪被害を取り巻く状況に対して適切に対応するため、計画期間中であっても、犯罪被害者等支援施策の展開、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く状況の変化などに応じて計画の見直しを図ります。

資料編

資料編 1 犯罪被害者等給付金の概要

犯罪被害者等給付金	遺族給付金	支給額の計算式 【遺族給付基礎額×倍数】 ○遺族給付基礎額 犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・生計維持関係遺族の有無に応じて最高額・最低額を設定）一定の親族が遺族給付金を受給する場合、犯罪被害者の収入によらず一定額を加算 ○倍数 生計維持関係遺族の人数に応じて決定。生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて加算 ※犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は犯罪被害者負担額と休業加算額の合計額を加算 ※第一順位の遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額 ○給付を受けられる人 犯罪被害者の第一順位の遺族
	重傷病給付金	支給額の計算式 【犯罪被害者負担額+休業加算額】 ○犯罪被害者負担額 負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額 ○休業加算額 犯罪被害者の収入に応じて算定した休業加算基礎額（年齢層に応じて最高額・最低額を設定）に休業日数を掛けることで算定 ※上限：120万円 ○給付を受けられる人 犯罪行為によって重傷病（1ヶ月以上の療養、かつ、3日以上以上の入院を要する負傷又は疾病。精神疾患の場合には1ヶ月以上の療養、かつ、3日以上労務に就けない程度。）を負った犯罪被害者本人
	障害給付金	支給額の計算式 【障害給付基礎額×倍数】 ○障害給付基礎額 犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・障害等級に応じて最高額・最低額を設定） ○倍数 障害等級に応じて決定 ○給付を受けられる人 被害が残った犯罪被害者本人

警察庁犯罪被害給付制度ホームページ

アドレス：<https://www.npa.go.jp/higaisya/kyuhu/index.html>

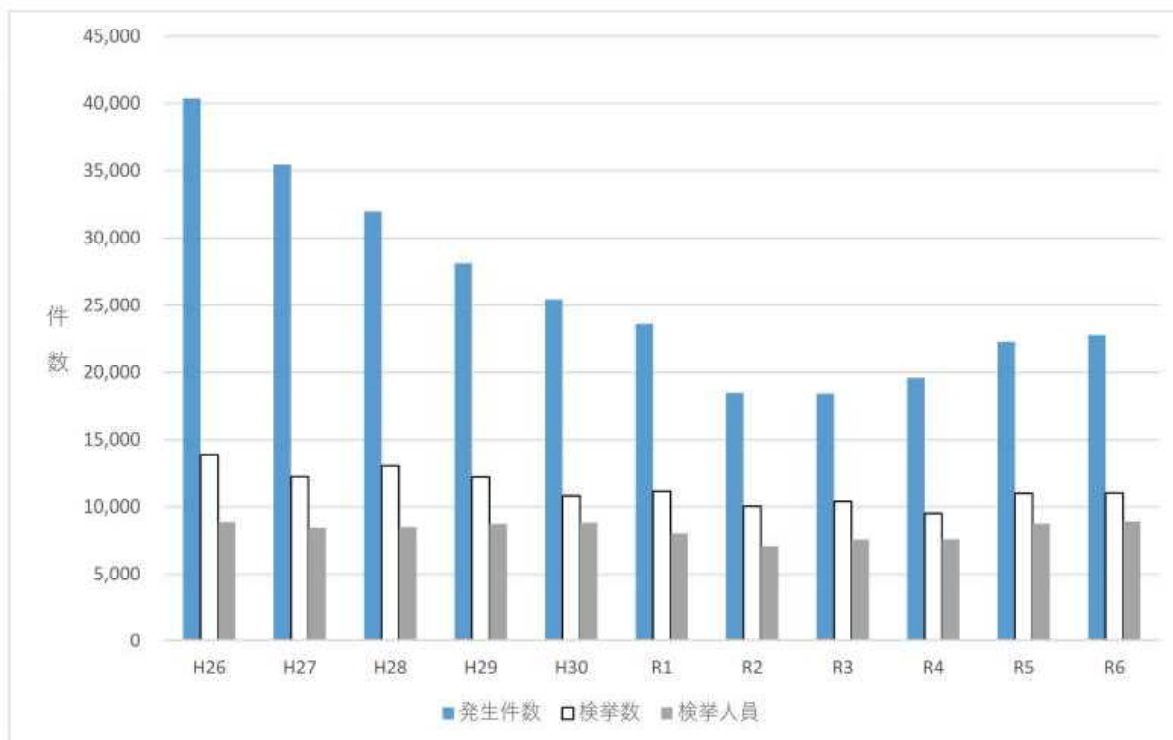


資料編 2 厚岸町犯罪被害者等見舞金の概要

厚 岸 町 犯 罪 被 害 者 等 見 舞 金	遺 族 見 舞 金	給付額（30万円） ○給付を受けられる人 犯罪行為により死亡した者の遺族（死亡の時ににおいて、その者と生計を一にしていた者で、犯罪行為により死亡した者の配偶者（事実婚含む）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹） ※重傷病者見舞金の給付を受けた者が、当該見舞金に係る犯罪等が原因で死亡した場合、遺族見舞金に規定する額から重傷病者見舞金に規定する額を控除した額（20万円）を給付する。
	重 傷 病 者 見 舞 金	給付額（10万円） ○給付を受けられる人 犯罪行為により重傷病（1ヶ月以上の療養を要する負傷又は疾病）を負った者

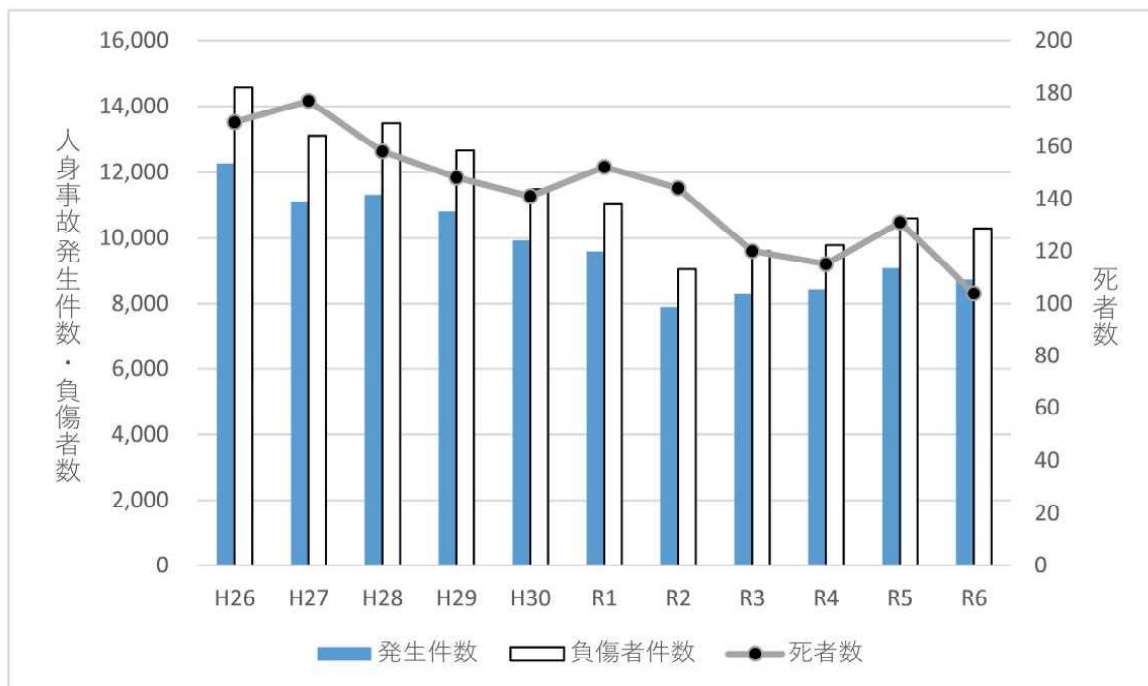
資料編 3 北海道内における事件・事故の推移等

1 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙人員の推移



提供：厚岸警察署

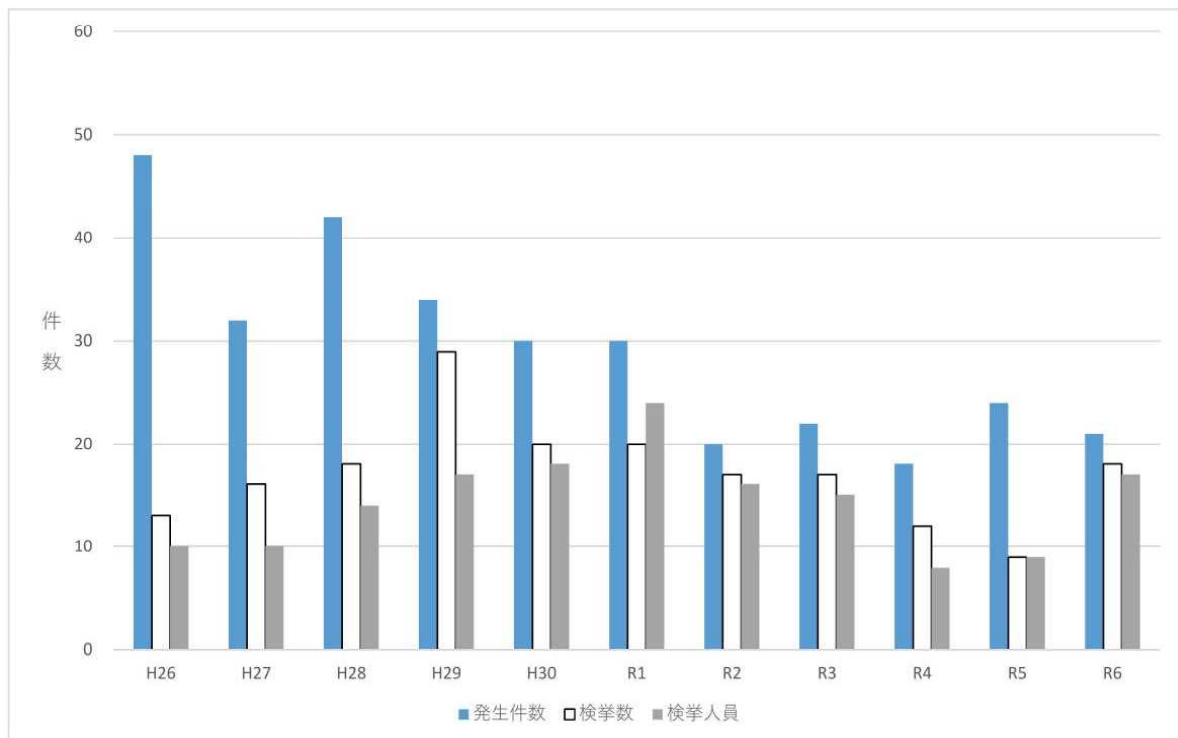
2 交通事故の推移



提供：厚岸警察署

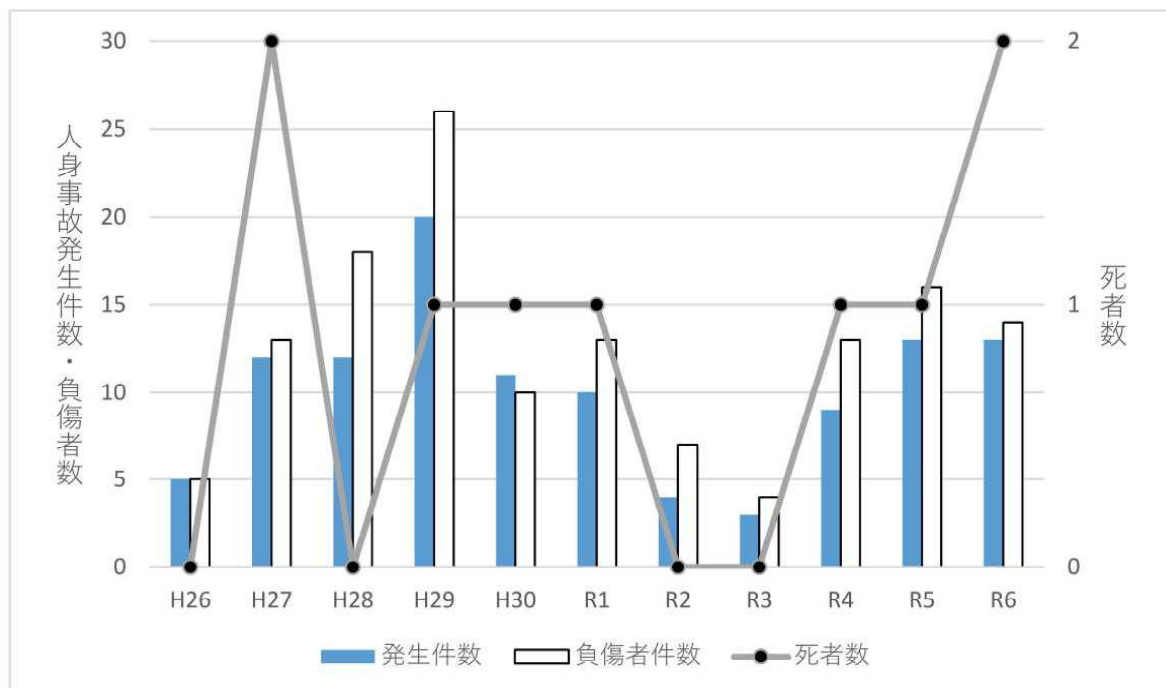
資料編 4 厚岸警察署管内における事件・事故の推移等

1 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙人員の推移



提供：厚岸警察署

2 交通事故の推移



提供：厚岸警察署

資料編 5 厚岸町犯罪被害者等支援条例、同施行規則

厚岸町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (3) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は当該疾病に係る身体の被害であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であったもの（当該疾病が精神疾患であるときは、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったものに限る。）
 - イ 当該被害に係る被害届出が警察等に受理されているもの又は当該被害届出を警察等に提出することが困難であると町長が認めたもの
- (4) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病で、被害届出が警察等に受理されているものをいう。
- (5) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (7) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (8) 町民等 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は町内で活動を行う団体をいう。

(9) 事業者 町内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

(10) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、配慮して行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、再被害及び二次被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて行わなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができると認められるまでの間、必要な支援が提供されるよう、行わなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害したり、再被害及び二次被害を生じさせたりすることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮し、町及び関係機関による相互の連携及び協力の下で行わなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

（町民等の責務）

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、再被害及び二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、就労及び勤務条件並びにその他必要な各種手続について、十分に配慮するよう努めるものとする。

（犯罪被害者等支援に関する計画）

第7条 町は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を置くものとする。

(見舞金の支給)

第9条 町は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において町内に住所を有している犯罪行為により死亡した者の遺族及び重傷病を受けた者に対し、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(日常生活の支援)

第10条 町は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第11条 町は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第12条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第13条 町は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深めるため、必要な施策を講ずるものとする。

(学校等における支援の実施等)

第14条 町は、犯罪被害者等が児童、生徒であるときは、学校等と連携し必要な支援を行うことができるよう施策を講ずるものとする。

(町民等及び事業者の理解の増進)

第15条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、再被害及び二次被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第16条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供等の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第17条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの

意見及び 要望を把握し、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第18条 町は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

（支援の制限）

第19条 町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができるものとする。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第9条の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。

（厚岸町生活安全条例の一部改正）

3 厚岸町生活安全条例（平成19年厚岸町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「や犯罪被害者等への支援」を削る。

第2条第3号を削る。

第3条第2項中「及び犯罪被害者等への支援」を削る。

厚岸町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚岸町犯罪被害者等支援条例（令和7年厚岸町条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(遺族見舞金の支給対象及び順位)

第3条 条例第9条に規定する遺族見舞金の支給を受けることができる者は、死亡の原因となった犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有し、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する者であること。

ア 犯罪被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者）

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 前号アからウまでに該当する者が複数いる場合は、遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、同号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

2 前項第2号の規定により第1順位となる遺族（以下「第1順位遺族」という。）が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、町が当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(重傷病見舞金の支給対象)

第4条 条例第9条に規定する重傷病見舞金の支給を受けることができる者は、重傷病の原因となった犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有している犯罪被害者とする。

(支給の制限)

第5条 町長は、次に掲げる場合には、遺族見舞金及び重傷病見舞金（以下「犯罪被害者等見舞金」という。）を支給しないものとする。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と加害者との間に次のアからウまでのいずれかに該当する親族関係があつた場合

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養

子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

ウ 3親等内の親族（ア又はイに掲げるものを除く。）

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する事由があった場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

2 前項に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないと町長が認めるとき。

（遺族見舞金の額）

第6条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ該当各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、同項第1号に掲げる額から既に支給した重傷病見舞金の額を減じた額とする。

（遺族見舞金の支給申請）

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、第3条第2項の規定により選任された代表者。以下この条において「遺族見舞金申請者」という。）は、遺族見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(2) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者

(3) 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(4) 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）

(5) 遺族見舞金申請者が第3条第1項第1号イに該当する者であるときは、
犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた
事実を認めることができる書類

(6) その他町長が必要と認める書類
(重傷病見舞金の支給申請)

第8条 重傷病見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者は、重傷病見舞金
支給申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、重傷病見舞金支給申請書の受理にあたって、必要に応じて医師
の診断書等必要な書類の提出を求めることができる。

(支給申請の期限)

第9条 犯罪被害者等見舞金の支給申請は、当該犯罪行為による死亡若しく
は重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為によ
る死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、すること
ができない。

(支給決定等)

第10条 町長は、第7条又は第8条の申請書を受理したときはその内容を審
査し、速やかに犯罪被害者等見舞金の支給の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により支給することに決定したときは犯罪被害者等
見舞金(遺族見舞金・重傷病見舞金)支給決定通知書(様式第4号)によ
り、支給しないことに決定したときは、犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金
・重傷病見舞金)不支給決定通知書(様式第5号)により通知するものと
する。

(犯罪被害者等見舞金の請求)

第11条 前条第1項の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けた
者(以下「受給者」という。)は、その支払を請求しようとするときは、犯
罪被害者等見舞金請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。
い。

(犯罪被害者等見舞金の支給決定の取消し等)

第12条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害
者等見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、犯罪
被害者等見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。

(1) 犯罪被害者等見舞金の支給後に第5条第1項のいずれかに該当するこ
とが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給決定又は支給
を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消
し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の返還を求めることが適当で
あると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消した
ときは、犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(様式第7号)により通
知するものとする。

(報告等)

第13条 町長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 町長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等、病院その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。

厚岸町犯罪被害者等支援推進計画

令和 7 年 3 月

発行 厚岸町

編集 町民課自治振興係

〒088-1192

厚岸町真栄 3 丁目 1 番地

☎0153-52-3131
